

内閣府ベビーシッター派遣事業の実施について

一橋大学では、教職員の出産・子育てと業務の両立を支援するため、平成 28 年度より「ベビーシッター派遣事業サービス割引券（以下「割引券」という。）」を発行します。

保育園の保育時間外の残業や休日勤務等の際にベビーシッターを利用される場合は是非ご活用ください。概要は下記のとおりです。

利用期間

- ・令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
(利用にあたり、事前に学内登録申込が必要。次頁「申込方法」参照のこと。)

利用対象者

- ・本学に在職する教職員(非常勤含む、男女不問)
(その他、配偶者就労等の条件あり)

対象となる子ども

- ・乳幼児及び小学校 3 年生までの児童
- ・その他、健全育成上の世話を必要とする（身体障害者手帳・療育手帳等の交付を受けている）小学校 6 年生までの児童

対象となるサービス

- ・対象となる子どもの家庭内における保育や世話
- ・ベビーシッターによる保育所等への送迎
(いずれも対象サービスの利用料金が 1 回につき 2,200 円以上、かつ就業時間内(休日出勤や残業を含む)に限る)

割引券の内容と利用限度

- ・割引券 1 枚あたり 2,200 円
- ・1 家庭につき、1 日(回)対象児童 1 人につき 2 枚、1 か月 24 枚、1 年間 280 枚まで

利用できるベビーシッター事業者

- ・当室ホームページ掲載資料参照のこと(<http://www.sankaku.ad.hit-u.ac.jp/?p=231/>)
- ※本学で契約しているベビーシッター業者
 - ・(株)マザーネット
 - ・(株)小学館集英社プロダクション ベビーシッターの HAS

申込方法

- 1) 登録申込書（別添資料 2）を記入し、申込者以外の保護者の在職証明書と共に男女共同参画推進室へ提出する。（利用予定 10 日前までには申込書を提出すること）
※学内での登録資格確認後、男女共同参画推進室から申込者へご連絡します。
- 2) 登録終了後、別添資料 1 に記載のベビーシッター事業者と利用契約・利用申込をする。
- 3) 利用予定 5 日前までに割引券発行申込書（別添資料 3）を記入し、ベビーシッター事業者と利用契約書の写し（注 1）と共に男女共同参画推進室へメールまたは郵送で提出する。
※男女共同参画推進室で申込書受取り次第、割引券を郵送、または学内でお渡しします。
（注 1）初回利用時、およびベビーシッター事業者変更の際に提出すること。
（注 2）原則利用都度、申込書 1 枚記入のこと。

割引券利用方法

- 1) ベビーシッター利用時に、大学から交付された割引券を渡す。
- 2) ベビーシッターから報告用半券を受領し、利用後 10 日以内に男女共同参画推進室へ提出する。なお、利用時間が勤務時間外の場合は、証跡もあわせて提出する。
（例）超過勤務等命令簿写し、学会参加書写し 等
- 3) 後日ベビーシッター事業者より利用料金(割引後料金)が利用者へ請求される。

注意事項

- ・ 本年度の割引券は一橋大学全体で 1200 枚を発行限度とする。
- ・ 昨年度の登録者も、令和 3 年度用に再度申込・書類提出が必要となる。
- ・ 利用申込は先着順とし、各自、利用確定後に申込みを行うこと。
- ・ 本学を退職するなど、利用対象者の要件を満たさなくなったときは既に交付した割引券を速やかに返却すること。
- ・ 当制度の利用に当たって、不正等のルールを遵守しない行為があったときは、利用登録を取り消すことがある。
- ・ 登録・利用された方には、別途アンケートを依頼しますので、ご協力をお願いします。

多胎児家庭育児支援事業

- ・ 多胎児家庭には、上記以外の育児支援事業があるため、詳細は男女共同参画推進室までお問合せください。

【本件担当・問合せ先】

男女共同参画推進室

(内) 8 7 3 0, 8 7 2 6

gen-fr. g@ad.hit-u.ac.jp